

津山市水道局指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

記入例

氏名又は名称	〇〇水道工業(株)
住所	津山市〇〇123番地
電話番号	0868-32-〇〇〇〇〇

1. 指定給水装置工事事業者の業務内容		公表	非公表
営業時間	開始 8 時 0 分 終了 17 時 0 分	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
休業日	第1・3土曜、日曜、祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
配水管からの分岐～水道メーターの工事 ※「施工する」と答えた場合は4にも記入を		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
漏水修繕対応 (メーター2次側)	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可 例: 受水槽・ポンプ、40mm以上の給水管	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況の欄への記入をお願いします。

施工する ・ 施工しない

可に☑した場合でも対応できない内容があれば記入

2. 指定給水装置工事事業者研修会(日本水道協会岡山県支部主催)の受講実績		公表	非公表
受講実績 (平成29年9～10月実施)	<input checked="" type="checkbox"/> 受講した	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 受講していない 理由(公表対象外)		

3. 給水装置主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内で直近のもの)

受講者名(非公表)	研修会名、実施団体	受講年月日	公表	非公表
水道太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成31年9月〇日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水道次郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	平成29年10月〇日		

e-ラーニング等の場合は、修了証や終了年月日が明示されたもの(主任技術者証)等の写しを添付する。自社内研修の場合は添付不要。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況

技能(経験)を有する者の氏名(非公表)	※下記(○×を記入)	資格等の有無		工事年度	公表	非公表
		(○×を記入)	保有している資格等			
水道太郎	○	○	講習会修了者	H31	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水道次郎	○	○	検定会合格者	H31		
水道三郎	○	×		H31		

資格等の証明書類の写しを添付

※配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有している

資格を有していなくても経験を有していれば記入してください

○記入時注意事項

全体を通して

- ・当該確認書で回答頂いた内容は、後日公表する(公表対象外項目を除く)予定ですが、回答者の意向により公表不可とすることができます。設問ごとに公表の可否をお訊ねする欄を設けていますので、そちらでご回答ください。
- ・回答のスペースが不足する場合は、適宜別紙を追加するなどしてください。

1. 指定給水装置工事事業者の業務内容

- ・市民からの修繕依頼に対する、原則的な対応をお訊ねするものです。混雑状況・内容等による対応の変動もありえるものとします。
- ・営業時間最も基本となる営業時間を記入してください。
- ・年中無休の場合は、「年中無休」と記入してください。
- ・漏水修繕対応は、市民からの修繕依頼に対し原則的に対応するかどうかをお答えください。

2. 指定給水装置工事事業者研修会(日本水道協会岡山県支部主催)の受講実績

- ・受講実績とは平成29年に行われた指定給水装置工事事業者研修会に受講された実績を指します。
- ・平成29年7月以降に津山市水道局に指定給水装置工事事業者として指定を受けた事業者は、「受講していない」を選択のうえ、理由に「当時受講対象外だったため」としてください。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

- ・選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者が、給水装置工事の施工技術向上のための研修等を受講しているかを確認するものです。下記水道法施行規則規定に基づくお訊ねです。
- ・外部研修(例:eラーニング研修・現地研修会)については、受講を証明する書類(例:旧eラーニング試験実施履歴、修了年月日が明示された給水装置工事主任技術者証)の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。別途の証明書類等添付は不要です。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

(以下抜粋)

(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況

- ・配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況を確認するものです。下記水道法施行規則規定に基づくお訊ねです。

・保有している資格等以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

なお、資格を証明する書類(資格証・合格証・修了証書等)の写しを添付してください。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。(以下抜粋)

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがな

- ・過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。